

## 人文社会科学研究所（博士課程）歴史・人類学専攻学位論文審査基準

### （審査体制）

- （１） 論文審査委員会は、主査１人と副査３人以上で構成する。
- （２） 論文審査委員会のうち、少なくとも主査１人（研究指導）と副査２人（研究指導または授業担当）の合計３人は、当該審査研究科教員会議の構成員から指名する。
- （３） 当該審査研究科に所属する論文審査委員のうち少なくとも１人は、博士の学位を有する者であるものとする。
- （４） 当該審査研究科に所属する論文審査委員のうち少なくとも１人は、論文審査委員会解散後引き続き１年以上にわたって当該審査研究科教員会議構成員の研究指導担当教員であるものとする。
- （５） 本学教員で博士課程研究科の授業担当教員でない場合にも、当該学位論文審査に不可欠であると認定され、かつ別に定める条件を満たしている場合には、その者を審査専門委員会の副査に加えることができる。

### （評価項目）

- ① 国内外の先行研究や関連資料を包括的に把握していること
- ② 研究方法を明確に提示していること
- ③ 論文の構成と体裁が適切であること
- ④ 論旨が明確であること
- ⑤ 専門分野における学術的貢献が認められること

### （評価基準）

上記項目すべてについて、博士論文としての水準に達しており、かつ最終試験又は学力の確認において研究者として十分な基礎的能力を身につけていると認められるものを合格とする。